

被害児童等の心理的負担等に配慮した事情聴取の推進状況

通達発出

児童を被害者等とする事案への対応における

検察及び児童相談所との更なる連携強化について(平成27年10月28日通達)

事情聴取における児童の負担軽減及び供述の信用性担保のための関係機関との連携強化

- 重篤な虐待事例等、児童からの聴取方法等について協議を要すると判断した事案について、検察及び児童相談所との連絡窓口を設定
- 事案の内容に応じ、児童からの聴取方法について検察及び児童相談所と検討・協議
- 平素から他機関との認識の共有を図るとともに、聴取者の技能向上を図るための教養を実施

少年保護対策専科における被害児童からの客観的聴取技法に関する実戦的教養・訓練

- 実施日時・場所～平成29年8月2日から10日までの間・近畿管区警察学校
 - 入校者～全国の都道府県警察から推薦のあった警察官及び少年補導職員
 - 訓練実施状況
 - ・ 児童からの客観的聴取技法に関する講義
 - ・ 入校生同士での聴取役、被聴取役に分かれての演習
 - ・ 実際の児童を被聴取役とした聴取訓練
- (訓練概要)
- ・ 録音・録画設備及びバックヤードの設置(写真①、②)
 - ・ 児童らにイベント(室内での集団の遊び)を体験させ、その後、聴取役がイベントに関して児童から聴取、他のチーム員はバックヤードで聴取状況を視聴(写真③、④)
 - ・ 訓練状況を録音・録画し、指導者、研修者全員で映像を視聴しながら改善すべき点等について検討

① 聴取場所設置状況



② バックヤード設置状況



③ 児童からの聴取状況



④ バックヤードでの視聴状況

